

三井物産の店内検査制度関係史料

吉川 容

本史料紹介では、三井文庫並にアメリカ合衆国国立公文書館 (U. S. National Archives and Records Administration、以下、NARA) のカンジビーク分館 (The National Archives at College Park, Maryland) が所蔵する三井物産の店内検査制度関連史料^①を紹介する。店内検査制度は、三井物産が支店を監督する手段の一つとして設けた制度である^②。

史料一から五は、店内検査規則である。店内検査規則は一九一〇年一月八日付の達第二号によって初めて制定された (史料一)。その後、同規則は、一九一二年四月二十九日 (史料二)、一九二三年六月三〇日 (史料三)、一九二四年七月二三日 (史料四)、一九三九年七月一三日 (史料五) と改定された。この五点の史料で、同規則の変遷はすべて把握できる。

史料六から一三は、本店から各部・各支店・各出張所へ出された店内検査関連の指示文書である。店内検査規則は、一九一〇年に制定されたが、一九一〇年代の実施状況は、一側を満足させるものとはならず、一九二〇年代に入ると、その強化が図られた。一九二二年六月の規則改正 (史料三) を踏まえて、翌一九二二年には、本店から店内検査に関する指示が、立て続けに出されている。その第一弾が、一九二二年一月二日に取締役名で発せられた「店内検査執行上ニ関スル注意ノ事」 (史料六) である。同史料の「別紙」部分「店内検査執行ニ関スル注意」は、店内検査の進め方を初めて具体的に提示した文書である。翌一九二三年一月には、「店内検査注意事項追加ノ件」 (史料七) が出され、「店内検査執行

「二関スル注意」への追加が指示された。同年五月二日に、取締役名で出された「店内検査執行方ニ就テ」（史料八）は、店内検査を改良するための注意点を各店に指示した文書であるが、この文書から店内検査の現状、理念などを伺い知ることが出来る。

本店は、一連の指示と併せて、店内検査の先進的参考事例としてロンドン支店の事例を各支店に向けて紹介した。一九二三年四月一日付・調査課次長出状「倫敦支店長起草店内検査補足注意事項ノ事」（史料九）ならびに同年五月七日付・調査課次長出状「倫敦支店々内検査執行ニ就テ」（史料一〇）である。前者は「倫敦支店長ニ於テ自店並ニ所轄各店店内検査人並ニ其主人ニ交付セラルヘキ心得書トシテ大正十一年十一月二日附取締役店内検査注意書ヲ実行スルタメ定メラレタルモノ」であり、徹底した店内検査を実行するための具体的指示が列挙されている。後者は、ロンドン支店の「穀肥部店内検査ニ際シ支店長ヨリ検査員ニ与エタル指図事項」を紹介したもので、穀肥商品の取引に通じた立場からの指示が並んでいる。なお、これらの文書が作成された時期のロンドン支店支店長は、瀬古孝之助であった。

一九三一年七月に開催された第一〇回の支店長会議における常務取締役・安川雄之助の発言と、特別委員会の「店内検査方法ヲ最モ有効ナラシムル方法如何」についての答申を踏

まえた形で、一九三一年一月一九日付で取締役出状「店内検査実行上注意点ニ就テ」（史料二二）が発せられた。同状は、一般の支店長会議で特別委員を任命して店内検査を最も有効ならしむる方法について検討させたこと、その答申は八月に業務課出状として通知済であることを述べた上で、「今回為参考調査課長ヨリ『店内検査注意事項』一部送付為致置候間御参照ノ上今後店内検査ヲシテ形式ニ流レシメズ一層適確、有効ナラシムル様御配慮被下度候」と結んでいる。この「店内検査注意事項」（史料一三）は、一九二二年の「店内検査執行ニ関スル注意」（史料六の「別紙」）の改定版である。

この史料では、店内検査の対象とすべき事項が詳細に指示されているが、それは三井物産の支店日常業務の概略を把握する史料としても有用である。

三井物産全体での店内検査実施状況を把握できる史料は見つかっていない。北米支店関係でも、十分なデータは得られていないが、サンフランシスコ出張所については、一九二八年から三二年の五年間に、少なくとも二八ヶ月分の店内検査報告書が本店に提出されていたことが、現時点で確認できている。そのうち、一九三二年一月分（史料一四）、同一二月分（史料一五）、一九三二年二月分（史料一六）を、見本として収録した。ここに見られるように、店内検査報告書は、形式的には、支店長に対して提出される文書である。

この期間の、サンフランシスコ店の店内検査の検査対象事項を整理すると第1表のようになる。現金並当座預金現在高の検査は総ての回で実施されている。本店指示に従って銀行取引関係の証明書も添付されている。それに次いで実施回数が多いのは、売買越の検査で一八回でおこなわれている。以下、借入金が一三回、月末在庫品が一回と続く。各回ごとに適宜項目を取捨し、一定期間の間にはほぼ満遍なく検査対象とされるように工夫していることが見て取れよう。

今回の史料紹介には収録していないが、RG 131の中には、本店調査課・監査部からサンフランシスコ出張所に発せられた店内検査の督促文書とそれに対するサンフランシスコ出張所からの回答書状なども残されている。

- (1) NARA所蔵の関連史料は、いずれもレコードグループ三三二(以下、RG 131)に属するものである。RG 131は、一九一七年に設置された敵性外国人財産管理事務所(The Office of Alien Property Custodian)に属した文書を収めた史料群であり、第一次大戦期のドイツ関係文書なども含まれている。一九四一年七月、米国は在米日本資産を凍結し、開戦後これらの企業や個人の資産は接収され、その中に大量の文書も含まれていた。文書の一部は、日本の戦争遂行能力の分析に

用いられて失われたが、それ以外のものが、戦後NARAの管轄下に入り、今日に至っている。RG 131に含まれる日系企業関係史料については、「在米日系企業接収文書の総合的研究」(研究代表者上山和雄、課題番号一八四〇二〇二五「基盤研究(B) 海外学術調査」研究成果報告書)を参照されたい。

RG 131に属する日系企業関係史料の中で、三井物産在米支店関係史料は、商社関係では最大の史料群となっている。それらは、接収時点での支店文書類が、いわば瞬間凍結されたものであり、三井文庫に所蔵されている三井物産関係史料(本店で集約された史料)とは性格が異なり、相補完する関係にある。

- (2) 店内検査制度の展開とそれが支店統制において果たした役割については、拙稿「三井物産本店による支店モニタリングー店内検査制度についてー」(上山和雄・吉川容編『戦前期日本商社の在米支店』日本経済評論社、二〇一三年二月刊行予定、所収)で論じたので、参照いただければ幸いである。

付記 本史料紹介は、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(B)海外学術調査、課題番号二二四〇二〇二八「戦前期在米日本商社の総合的研究」)による研究成果の一部である。

第1表 サンフランシスコ出張所の店内検査報告書における検査対象事項一覧
1928年～1932年

年	月	現金並当座預	引受未済並取 引先勘定	銀行借入金	売買越	売買約定残	為替Position	為替約定残	為替未取極	月末在庫品	高委託積送荷残	税金事務	帳簿整理	社整理の事 Public Bag
1928	3	◎	◎	◎			◎					◎		
1928	6	◎	◎	◎						◎			◎	
1928	7	◎	◎	◎			◎	◎						
1929	5	◎	◎	◎	◎								◎	
1929	6	◎	◎			◎		◎					◎	
1930	1	◎			◎					◎				
1930	3	◎	◎		◎	◎		◎	◎					
1930	5	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	
1930	6	◎			◎					◎			◎	
1930	9	◎		◎	◎					◎				
1930	12	◎		◎	◎					◎	◎			
1931	1	◎	◎		◎		◎	◎				◎	◎	◎
1931	2	◎										◎		
1931	5	◎			◎					◎				
1931	6	◎	◎			◎							◎	
1931	8	◎			◎	◎	◎	◎						
1931	9	◎	◎	◎			◎	◎		◎			◎	
1931	11	◎		◎	◎									
1931	12	◎		◎				◎		◎				
1932	1	◎		◎	◎									
1932	2	◎		◎		◎				◎			◎	
1932	3	◎		◎			◎	◎				◎		
1932	5	◎			◎	◎								
1932	6	◎			◎		◎	◎		◎				
1932	7	◎			◎		◎							
1932	8	◎	●		◎	◎								
1932	11	◎			◎									
1932	12	◎			◎		◎	◎		◎	◎			
検査回数		28	11	13	18	8	9	10	1	11	2	5	9	1

出所) E 63/C 1212～C 1215

- 注) 1. 1928年～1932年の5年間で、店内検査報告書の存在を現時点で確認できた月の一覧である。
2. 1932年8月の「受取未済並取引先勘定」欄は「社外債権中滞り久しきもの」である。
3. 店内検査員は、1928年3月から1930年6月までは、所長代理の兒馬重太郎と勘定掛主任の岩淵新治が、1930年9月から1932年12月までは、所長代理の内田堯と勘定係主任の岩淵が務めている。

凡例

一、三井文庫所蔵の関連史料は、いずれも請求記号「物産」に属する史料で、「物産…」という形式で史料番号を付した。

一、NARA 所蔵の関連史料は、RG 131 内での Entry 番号と Container 番号を「E…/C…」のよう記した。RG 131 史料については、二〇一二年春より、NARA の手配の史料のリボックス (rebox) 作業が進められている。その作業では、Entry 番号は基本的に維持されている（一部統廃合もある）が、Container 番号は付け直されている。

本史料紹介での史料番号は、リボックス前の旧 Container 番号である（ただし、Container 番号の末尾に * を付したものは新 Container 番号）。リボックス作業の際に Entry 内での史料の配列が変更されていない場合には、旧 Container 番号から新 Container 番号を推測することが可能である。リボックス作業に関する情報も含めて、RG 131 史料の利用に関する情報は、今後、三井文庫の WEB サイトにて適宜公開して行く予定である。

一、史料引用にあたっては、旧字は原則として通用の字体に改めた。引用史料中の地名・店名などは、原則として史料表記を尊重した。

一、引用史料中の「」内は、原史料作成時の書込みである。

一、判読不能の文字には、□□□をあてた。

一、史料の入力には、菊池航氏の協力を得た。最終的な責任は、吉川に属する。

一 店內検査規則（一九一〇年一月八日達第二号制定）

〔物産七五〕所収 ※全文

店內検査規則

第一条 部長、支店長、出張所長、出張員首席ハ毎月一回店員中ヨリ検査員ヲ選ビ当該店ノ業務並会計ノ検査ヲ行ハシムヘシ

但本店ヨリ検査員ヲ派出シ検査ヲ実行シタル月並付属員ヲ有セサル出張員ニ在リテハ本文検査ヲ要セス

第二条 検査員二名以上ヲ選定シタルトキハ内一名ヲ検査主任トス

第三条 検査ハ左記ノ順序方法ニ依リ之ヲ行フヘシ

但第二号以下ハ検査員ノ考案ニ依リ其順序ヲ変更スルコトヲ得

一、検査受命ノ即時現金並有価証券ヲ検査シ帳簿記載ノ残高ニ対照シテ相違ナキヤ否ヤヲ調査スル事

二、銀行貸借並手形ノ受払ヲ検査シ帳簿記載ノ金高ニ対照シテ相違ナキヤ否ヤヲ調査スル事

三、倉庫現在品ハ倉庫帳記載ノ残高ト符合スルヤ否ヤヲ検査シ併せて在庫久シキニ巨ルモノハ其理由ヲ調査スル事

四、許可ヲ受サル売越買越又ハ許可ノ範囲ヲ超越セル売越

買越ナキヤ否ヤヲ調査スル事

五、取引先ニ対シ信用程度ヲ超越セルモノナキヤ否ヤヲ調査スル事

六、貸金、内貸金、前貸金、荷為替貸金、売掛金、約束手形ヲ検査シ併せて性質不良ノモノナキヤ否ヤヲ調査スル事

第四条 検査員ハ検査終了後速ニ報告書ヲ調製シ部長、支店長、出張所長又ハ出張員首席ニ差出スヘシ

第五条 部長、支店長、出張所長又ハ出張員首席ハ前条報告書ニ意見ヲ付シテ社長ニ進達スヘシ

二 店内検査規則（一九一二年四月二九日達第一三号改定）

〔物産七六〕所収 ※変更された第三条のみを抜萃

第三条 検査ハ左記ノ順序方法ニ依リ之ヲ行フヘシ

但第二号以下ハ検査員ノ考案ニ依リ其順序ヲ変更スルコトヲ得

一、検査受命ノ即時現金並有価証券ヲ検査シ帳簿記載ノ残高ニ対照シテ相違ナキヤ否ヤヲ調査スル事

二、銀行貸借並手形ノ受払ヲ検査シ帳簿記載ノ金高ニ対照シテ相違ナキヤ否ヤヲ調査スル事

三、許可ヲ受サル売越買越又ハ許可ノ範囲ヲ超越セル売越

買越ナキヤ否ヤヲ調査スル事

四、其他部長、支店長、出張所長、出張員首席ニ於テ検査ノ必要アリト認ムル事項

三 店内検査規則（一九二二年六月三〇日達第三四号改定）

〔物産二〇九三〕所収 ※全文

店内検査規則

第一条 部長、支店長、出張所長、出張員首席ハ毎月一回調査事務主査及其他ノ者（但検査員自身ノ担当事務ニ就テハ他ノ者ヲシテ検査セシムルコト）ヲシテ業務並会計ノ検査ヲ行ハシムヘシ

但本店ヨリ検査員ヲ派出シ検査ヲ実行シタル月並付属員ヲ有セサル出張員ニ在リテハ本文検査ヲ要セス

第二条 検査員二名以上ヲ選定シタルトキハ内一名ヲ検査主任トス

第三条 検査ハ大体左記ノ順序方法ニ依リ之ヲ行フヘシ

一、検査受命ノ即時現金並有価証券ヲ検査シ帳簿記載ノ残高ニ対照シテ相違ナキヤ否ヤ

二、銀行貸借並手形ノ受払ヲ検査シ帳簿記載ノ金高ニ対照シテ相違ナキヤ否ヤ並手形及証書類ハ法律上ノ形式ヲ具備セルヤ否ヤ

三、許可ヲ受ケサル売越買越又ハ許可ノ範圍ヲ超越セル売買越ナキヤ否ヤ

四、売掛金等カ信用程度ニ超過シ居ラサルヤ否ヤ

五、売掛金、貸金、内渡金、立替金等ノ回収遅延又ハ不能ナキヤ否ヤ

六、長キニ巨ル在庫品、委託荷又ハ受托荷ナキヤ否ヤ

七、売買約定ニ対スル為替、運賃又ハ保険等カ適当ニ取扱ハレ居ルヤ否ヤ

八、各売買掛並勘定掛ノ記帳カ正確ニ且遅滞ナク行ハレ居ルヤ否ヤ

九、其他検査ノ必要アリト認ムル事項

第四条 検査員ハ検査終了後速ニ報告書ヲ調製シ部長、支店長、出張所長、出張員首席及本部調査課長ニ差出スヘシ

第五条 部長、支店長、出張所長又ハ出張員首席ハ前条報告書ニ関シ意見アルトキハ該意見ヲ付シテ社長ニ進達スヘシ

四 店内検査規則（一九二四年七月二三日達第二一号改定）

〔物産二一〇〇〕所収 ※改定された第一条と新設された第四条を抜萃。その他の条文には変更はなく、旧第四条以下は順次繰下げられた。

第一条 部長、支店長並本店直轄ノ出張所長ハ毎月一回調査

事務主査及其他ノ者（但検査員自身ノ担当事務ニ就テハ他ノ者ヲシテ検査セシムルコト）ヲシテ自店並其所轄出張所、出張員及派出員ノ業務並會計ノ検査ヲ行ハシムヘシ

但監督役又ハ本店検査員ノ検査ヲ実行シタル月ハ本文検査ヲ要セス

部長支店長並本店直轄ノ出張所長ハ前項ニ依リ其所轄出張所、出張員又ハ派出員在勤ノ者ヲシテ所定ノ検査ヲ行ハシムルニ止ラス時々自店ヨリ調査事務主査又ハ其他ノ適任者ヲ特派シテ検査ヲ行ハシムルコトヲ要ス

第四条 検査員ハ単ニ形式上ノ検査ヲ為シテ能事了レリト為サス必スヤ表裏内外ヨリ実質上ノ検査ヲ実行シ事ノ真相ヲ捕捉スルト同時ニ万一ノ過誤失錯等ヲ未然ニ防止センコトヲ努ムベシ

五 店内検査規則（一九三九年七月一四日達第八五号改定）

〔物産二一〇五〕所収 ※全文

第一条 部長、支店長、本店課長並本店直轄ノ所長ハ毎月一回店内ヨリ検査員ヲ任命シ（但検査員自身ノ担当事務ニ付テハ他ノ者ヲシテ検査セシムル事）自店並其所轄店ノ業務並會計ニ付検査ヲ行ヒ其結果ヲ報告セシムヘシ

第二条 検査ハ大体左記項目中ヨリ適宜事項ヲ選定シ之ヲ行フヘシ

一、現金並有価証券ヲ検査シ帳簿記載ノ残高ニ対照シテ相違ナキヤ

二、銀行貸借並手形ノ受払ヲ検査シ帳簿記載ノ金高ニ対照シテ相違ナキヤ並手形及証書類ハ法律上ノ形式ヲ具備シ適當ニ保管セラレ居ルヤ

三、売越買越ニシテ限度許可ヲ受ケサルモノ若クハ限度超過又ハ売抜買理期限経過ノモノナキヤ

四、売掛金受取手形等ニシテ信用程度ノ許可ヲ受ケサルモノ限度超過又ハ回収遅延不能等ノモノナキヤ

五、前渡金、貸金、内払金、立替金其他ノ諸債權ノ整理回収等カ順調ナリヤ

六、売買約定其他ノ契約ニシテ履行困難ナルモノナキヤ

七、長キニ亘ル在庫品、委託荷又ハ受託荷ナキヤ委託荷許可限度トノ関係如何

八、売買約定ニ対スル為替運賃又ハ保険等カ適當ニ処理セラレ居ルヤ

九、各課掛ノ記帳及伝票其他関係事務カ正確ニ且遲滞ナク行ハレ居ルヤ

十、前記以外店長カ検査ヲ必要ト認ムル事項

第三条 前条中出納検査ハ每半期三回以上之ヲ行ヒ内少ク共

一回ハ月末以外ニ於テ隨時之ヲ施行スヘシ、其他ノ項目ニ就テハ臨機分割取捨ノ上施行差支ナキモ毎半期中ニ之ヲ一巡セシムヘシ

第四条 検査員ハ単ニ形式上ノ検査ニ因ハレス表裏内外ヨリ事ノ真相ヲ捕捉シ万一ノ過誤失錯等ヲ未前ニ防止セシムコトヲ努ムルト同時ニ事務改善ヲ要スル事項アラハ其意見ヲ店長ニ報告スヘシ

第五条 検査員ハ検査終了後速ニ報告書ヲ調製シ当該店長ヲ經テ本店監査部長ニ差出スヘシ

前項報告書ニ関シ当該店長ニ於テ意見アル時ハ其旨之ニ付記スヘシ

六 店内検査執行ニ関スル注意ノ事（一九二二年一月二日）

[E63/C1307] 所収 ※全文

写 人事課長、業務課長、会計課長、調査課次長

大正十一年十一月二日

〔桑港出張所長〕 殿

取締役 安川、武村、南条

一、店内検査執行ニ関スル注意ノ事

店内検査ニ付テハ去ル六月三十日達令ニテ改定セラレシ候モ各店ノ報告ヲ見ルニ疎密区々ニシテ又兎角形式ニ流ル、傾有之候ニ付キ一層適切有効ノモノトナス為此度検査ノ方法程度

等ニ付キ別紙ノ通相定メ候間御実行相成度殊ニ左ノ点御注意被下度候

一、検査員ニ適任者ヲ選定シ機械的ニ流レサル様熱誠周到

ニ検査ヲ行フコト

二、検査期日ヲ一定セス変更シテ隨時之ヲ行フコト

検査開始及終了日ヲ報告書ニ記載スルコト

三、検査員ハ検査当日ノ現在表ヲ作成セシムル代リニ定期

ニ本店ニ差出ス最近ノ報告ヲ利用シ帳簿ト突合せ検査

スルモ差支ナシ

四、從來兎角各掛帳簿ヲ檢閲セサル弊アリ仍テ之ヲ検査シ

認印ヲ押スコト

五、売買約定帳ト約定書ヲ突合スコト

六、為替運賃保険契約ノポジションハ数字ニテ示スコト

店内検査ハ各店業務ノ実況ヲ斟酌シ検査規則ノ運用ニ努メラ

レ度候尚々右注意ノ点ニ付キ御実行出来難キモノ有之候ハ々

其事情並ニ貴見御中越被下度候

〔勿々〕

※別紙

店内検査執行ニ関スル注意

一、店内検査員ニハ其店ノ調査事務主査、勘定掛主任及他ニ

必要ナル適任者ヲ選任シ形式ニ流レザル様熱心周到ニ是ヲ執行セシメ其報告ハ實際ニ檢閲セシ所ヲ有ノ儘報告セシム可シ

二、檢査時日

檢査日ハ毎月一定セズ変更シテ臨時執行セラル、事

出納檢査ハ必ず予告ナシニ之ヲ執行シ出納掛以外ノ檢査ハ各掛員ヲシテ檢査当日ノ現在表ヲ調製セシメ必ず之ヲ帳簿ト突合セ檢閲セラレタシ

但シ場合ニヨリ便宜上檢査当日ノ現在表ヲ作成セシムル代リニ定期本店へ差出ス最近ノ報告ヲ利用シ帳簿ト突合セ檢閲スルモ差支ナシ

三、現金檢査

現金在高、出納掛保管現金ハ出納帳簿殘高及勘定掛帳簿ト突合ス可シ

但シ当日檢査着手前現金ノ出入アリシ場合ニハ入帳未済ノ入金及支払伝票ヲ前日帳簿尻ニ加減シテ其殘高ト突合シ小払金モ同様ノ方法ニテ小払帳ト突合ス可シ

四、有価証券檢査

有価証券実物ヲ檢査シ勘定掛ノ帳簿ト突合ス可シ

保証金トシテ他ニ供托セルモノアル場合ニハ預証ヲ調査ス可シ

五、銀行当座貸借並ニ輸出勘定ハ銀行通帳ト出納及勘定掛銀

行勘定簿ト突合ヲナシ不突合ノ分ニ對シテハ其事由ヲ調査ス可シ

受取手形所有高モ亦勘定掛ノ帳簿面ト突合ヲナシ又借入金ハ帳簿ト手形控（手形発行ノ場合）若クハ証書写（手形発行セザル場合）ト突合ス可シ

銀行当座貸借輸出勘定ニ對シテハ夫々銀行帳簿殘ノ証明ヲ求メ又借入金、手形割引高ニ對シテハ明細書ヲ送付シ銀行帳簿ト突合ヲ求メ此等ノ各証明書ヲ報告書ニ添付ス可シ

六、法律上ノ形式適否檢査

受取手形、貸金証書、担保有価証券、動産、不動産關係書類等ニ就テ法律上ノ形式完全ナルヤ否ヤヲ調査シ又印鑑署名ヲ注意セラル可シ

七、商品売越、買越

各商品売越、買越ノ檢査ハ各売買掛調製ノ売買越現在高表ニ就テ其數量及金額ガ許可限度内ナルヤヲ調査スルニ止マラス更ニ各売買約定帳簿ニ就キ右売買越高ノ正否ヲ檢査ス可シ

尚店ニヨリ Hedge 其他ノ必要上万一定期又ハ之ニ類似ノ方法ヲ利用シアルモノハ其詳細ヲ調査報告スルコト

八、売掛金其他ノ債權ノ檢査

売掛金ハ信用程度超過シ居ルモノ若クハ信用程度ナキ

モノ及売掛金、貸金、前渡金、立替金等回収遅延セルモノ、主ナルモノニ付キ意見ヲ付シテ報告セラル可シ
尚信用限度内ト雖モ相手方ガ信用十分ナルヤ否ヤモ同時ニ研究スルコト

九、在庫品

倉庫会社へ寄托セルモノハ預証ト帳簿トノ突合ヲナシ
自店倉庫ニ保管ノモノハ現場ニ至リ或ル場合ニハ包装、保管方法、品質等ヲモ検査ス可シ

十、為替、運賃、保険

為替、運賃ハ単ニ適當ニ行ハレ居レリト云フガ如キ報告ニ止マラズ当該掛ノ帳簿ニヨリ売買約定合計、為替運賃取極高合計並ニ其取極未済高若クハ取極過剰高幾何ト数字ヲ以テ示シ又保険モ同様当該掛ノ帳簿ニヨリ付保険物ノ価格ト保険金額トヲ対照報告ス可シ

十一、帳簿検査

売買掛、勘定掛、受渡掛ノ〔重要〕帳簿ハ遲滞ナク記帳シアルヤ否ヤ又各帳簿ノ必要事項欄ハ洩レナク記載シアルヤ否ヤ等ヲ検査シ決算後ノ初メテノ検査ノトキニハ決算ニ際シ勘定掛精算帳ト各掛ノ売買帳簿トノ突合ヲ完全ニナセシヤ否ヤヲ調査ス可シ
又売買掛約定帳ハ前検査日以後入帳ノモノヲ売買約定書ト突合セ記帳洩レノ有無ヲ検査ス可シ

十二、諸帳簿検印

第三、第四、第五、第七、第十一、ノ各項ノ検査ニ際シ帳簿ノ突合ヲナシ正確ナリト認メタルトキハ之ヲ証明スルタメ帳簿ノ最後ノ頁ニ捺印ス可シ

十三、其他ノ検査

以上各項ノ外必要ト認ムル事項ニ就キ検査執行セラレタシ假令ハ苦情、係争訴訟事件等ノ前検査後ニ發生セシモノアレバ其要点ヲ報告ス可シ

十四、検査報告書ニハ検査開始日及終了日ヲ記載ス可シ

〔以上〕

七 店内検査注意事項追加ノ件（一九二三年三月二三日）

[E 63/C 1307] 所収 ※全文

写 人事課長、業務課長、會計課長、調査課次長

大正十二年三月二十三日

〔桑港出張所長〕 殿 取締役 武村、南条

店内検査注意事項追加ノ件

昨年十一月二日付ヲ以テ店内検査執行ニ関スル注意事項トシテ十四項ヲ掲ゲ之ガ励行方御注意致置候処同第五項ノ銀行関係ニ於テ更ニ八勘定ヲ増補追加致候ニ就テハ結局左記十三勘定ノ現在残高ニ対シ夫々銀行証明書ヲ取付検査報告書ニ添付

相成度候

- 一、当座預金残高
 - 二、当座借越残高
 - 三、Export a/c 前借金残高
 - 四、借入金残高
 - 五、手形割引残高
 - 六、為替約定残高
 - 七、通知預金残高
 - 八、取立手形残高
 - 九、担保差入残高 有価証券
商品
 - 十、借入有価証券残高
 - 十一、銀行支払保証残高
 - 十二、当社支払保証差入残高
 - 十三、Trust receipt 差入残高
- 右諸勘定ノ内 Trust receipt 差入残高ヲ除ク全部ニ対シテハ二月二十六日付ヲ以テ各其残高ニ対シ毎月一回必ず之ガ突合セヲ為ス事ニ得貴意置候ニ就テハ其後御勵行ノ事ト存候然ル処前期毎月一回トセシヨ今後ハ毎月末ト改メ毎月末日残高ニ対シ銀行証明書ヲ取付其月貸借対照表ノ残高ト照合シ御報告被下度候左記第十五項ノ引合店勘定亦同様ニ候
- 尚検査注意事項第十五項トシテ左ノ通り追加致候
- 十五、引合店貸借勘定残高二対シテハ必ず相手店ノ承認ヲ

求メ報告書ニ添付ス可シ

要之店內検査ハ前記対銀行関係勘定並ニ引合店貸借ニ対シテハ毎月末日現在ニ於テ其他ニ対シテハ隨時御執行ノ事ト御了承相成度候

尚引合店貸借ニ就テハ引合店ノ都合上其月ノ一定日ニ突合セ居慣習有之候場合ハ其日ノ残高二於テ検査スルモ不苦候

匆々

八 店内検査執行方ニ就テ（一九二三年五月二日）

[E63/C1307] 所収 ※全文

写 人事課長、業務課長、會計課長、調査課次長

〔調査課〕

大正十二年五月二日

〔桑港出張所長殿〕

各部、支店、出張所長殿 本店 取締役 武村、南条

一、店内検査執行方ニ就テ

店内検査執行方ニ就テハ段々各店ニ於テ御尽力ノ結果尚昨年十一月二日付及本年三月二十三日付ヲ以テ注意事項申述置候以來各店検査方法モ漸次改善セラレ本店ノ趣旨ニ適合スル事ニ相成相当成績ヲ挙ゲ来リ候得其中ニハ一向要点ニ触レズ単

ニ形式一遍ノモノモ有之遺憾ニ存候

不完全不徹底ナル店内検査ハ却テ人ヲ誤ラシムル結果ニ陥リ候ニ付是ハ是非共改良致度左ノ諸点注意御実行被下度候

一、検査員ノ選任及其人数

検査員ニハ申ス迄モナク熱心ニシテ且是ヲ為ス資格アル者ヲ選定セラレタシ、其員數ハ店ノ大小ニ依リ必ズシモ一律ニハ參リ不申候得共少クトモ二名以上トシ店ノ事情ニ依リ一名以上繰合セ困難ノ場合ニハ店長自身是ニ携ハリ執行セラレ度マタ検査員自身ノ担当事務検査ニ就テハ他ノ者ヲシテ是ニ当ラシメラレタシ然ラザレバ其部分ニ對シ検査ノ意義ヲナサズ。

二、検査ノ方法及検査員ノ指導

検査ノ方法ニ付テハ予テ当方注意事項ニ準拠シ特ニ検査ノ精神ヲ誤ラズ、且突合ヲ完全ニシ現実検査ノ結果ヲ報告シ徒ニ想像ヲ廻ラシ又曖昧ナル報告ヲナスベカラズ又特ニ理由アリテ検査ヲ省略シタルモノ、検査不能ノモノ及検査ノ結果判断ノ付カサル事柄等ニ付テハ明ニ其事情ヲ報告セシメラレタシ

又検査実行ニ際シテハ検査主任（又ハ調査主査）ヨリ其都度検査方法等ニ付夫々注意セラル可キモ店長ニ於テモ時々業務ノ実況ニ鑑ミ又実験上ヨリ割出シ調査上必要ノ希望、題目等ヲ課シ検査員ノ指導ニ努メラレタシ、検査

員任セニセザル事

三、従来ノ検査報告中要領ヲ得ザルモノニ付左ニ例示注意致候

(一) 現金検査ノ報告トシテ現在高ト帳簿残高ト一致ス云々ノ如キ漠然タル報告ニ止メズ当該帳簿ヲ表示スル事即チ出納帳並ニ勘定掛元帳ト照合シ相違ナキヤ否ヤヲ報告スル事

(二) 売買越残高並ニ売買約定残高ハ限度以内ナリ危険ノモノナシ云々ノ如キハ充分ナラス必ス此数字ハ何ヲ基礎トシタルヤ例エバ売買約定帳ヲ基礎トシテ計上セシモノナリト云フガ如ク具体的ノ報告ヲ得タシ又此以外ニ定時報告漏トナルモノナキヤ又記帳正確ナルヤヲ確メ報告スル事

(三) 銀行当座貸借残高ニ付テハ屢々銀行通帳ヲ勘定掛元帳ト突合スベキ事トナリ居ルモ果シテ完全ニ実行シアルヤヲ確メ報告スル事

(四) 為替約定高ハブローカーヲ經テ取極メタル丈ニテハ間違ナシトモ計ラレザルニ付銀行ト直接突合セノ上其確否ヲ報告スル事

(五) 保険運賃ノ如キハ適當ニ行ハレ居レリト云フ如キ報告ニテハ不充分ナレバ實際帳簿ニ就キ突合ヲナシ且貨物總金額ト保険金額合計又ハ船腹先約定合計ト貨物噸數合

計ヲ示シ過不足アル場合ハ其事情ヲ説明スル事(合計額ハ概算ニテモヨシ)

(六) 殊ニ伝票帳簿等ノ整理実況ハ勘定掛ト売買掛トノ突合ガ果シテ完全ニ行届キ居ルヤ突合ノ結果ヲ報告スル事
四、店長ノ副申書

斯クシテ調製シタル検査報告ノ結果ニ付テハ其検査方法ノ当否並ニ其店ノ状態ガ果シテ安全ナリヤ否ヤ店長自ラ客觀的ニ之ガ批評ヲ加ヘ有ノ儘ニ御報告被下度候副申ノ上發送ノ事ハ特ニ御配慮被下度候

五、売買帳簿担当者選任

乍序爰ニ御注意致度ハ從來勘定掛員ヲシテ売買帳簿記帳事務ヲ担当為致居候処、記帳整理兎角機械的ニ流レ精神闕如セル例少ナカラズ候間、可成売買ノ仕事ニ將來適當ナリト認メラル、者ヲ選ビテ取扱ハセ、日々ノポジションヲ明ニシ是ヲ売買掛ノ虎ノ巻トシ時々ノ売買□策ニ資スルコトニ致度候斯クシテ売買契約書交換ノ完了、売買越ノ実況、取引先ノ信用限度ヨリ見タル仕入、売約ノ状態、其他各勘定ノ整理ニ至ル迄徹底スルコトニ相成可申、又是ニ依リ一面勘定、売買双方ニ適スル有望ノ人物ヲ養生スル事ニモ可相成候ニ付特ニ御注意被下度候

六、要之店内検査ハ形式ニ流レズ精神ヲ籠メテスレバコン始メテ真ノ価値ヲ發揮可致モノニ有之真面目ニ是ヲ実行ス

ル事ニ依リ店長ハ店ノ実情ヲ明ニシ監督上多大ノ効果ヲ挙グル事ヲ得又本店ニテハ同報告書ニ依リテ各店ガ監督上如何ニ努力シツ、アリヤヲ觀察致度趣旨ニ有之尚從來ノ經驗ニ依レバ不測ノ損害ハ油断ト安心ノ余リ検査ヲ疎カニセシ店ニ起リシ事少ナカラザル次第ニ付平素特ニ此点御考慮ノ上実効アル検査御執行相成度候

尚店内検査ハ各店業務ノ実況ヲ斟酌シ検査規則及注意事項ノ運用ニ努メラレ度実行出来難キモノ有之候ハ、其事情並ニ貴見御申越被下度又検査執行上是迄御実験相成参考事項ハ特ニ御報告被下度候

右得貴意候也

匆々

九 倫敦支店長起草店內検査補足注意事項ノ事(一九二三年四月一日) [E 62/C 82*] 所収 ※全文

大正十二年四月十一日

各部、支店、出張所長、 本店調査課次長

[桑港] 出張員首席殿

拝啓

一、倫敦支店長起草店內検査補足注意事項ノ事

別紙ハ倫敦支店長ニ於テ自店並ニ所轄各店内検査人並ニ其主人ニ交付セラルヘキ心得書トシテ大正十一年十一月二日付取締役店内検査注意書ヲ実行スルタメ定メラレタルモノニ有之大ニ參考ト相成候ニ付茲ニ御送附申上タル次第第二御座候

匆々

◎店内検査心得

- (一) 検査員ニ任命セラレタル人ハ夫々本来ノ職掌アリト雖モ目的ノ検査終了スル迄ハ毎日全日又ハ少クモ午前中ヲ検査シ Devote ス可シ
- (二) 検査員ノ所属掛主任ハ検査員ニ任命セラレタル人ヲ毎一日又ハ半日欠勤同様ニ考ヘ他ノ掛員ヲシテ其人本来ノ担任事務ヲ代弁セシム可シ
- (三) 検査員ハ本来ノ担任事務ニ曳カサレテ片手間ノ検査ヲ為シ其為メ不徹底ニ終ルガ如キ事アルベカラズ
- (四) 不徹底ノ検査ハ単ニ無益ナルニ止マラズ有害ナリト識ル可シ（某店ニテ検査不徹底ナリシガ為ニ被検査掛員高ヲ括リテ益々深海ニ陥リタル実例アリ又検査員方算盤ヲ当ラスシテ虚偽ノ高ヲ盲信シ禍ヲ増長セシメタル実例モアルナリ）
- (五) 店内同志ニテ他人ノ仕事ヲ徹底的ニ検査スルノハ恰モ其人ノ言ヲ信ゼザルガ如クニテ人情トシテハ寔ニ心苦シキ

事乍ラ耳ニテノ検査ハ禁物ト識ル可シ、素々検査員自身ノオセツカイト異ナリ本店ノ命ニ依リテ行フモノナレバ検査完了迄ノ間別人ノ感ヲ以テ事ニ当ルヲ要ス

(六) 事ノ軽重ニ不拘徹底ノ検査不可能ナル事項ハ決シテ半解ノ報告ニテ御茶ヲ濁ス事アル可カラズ、何故不可能ナルヤヲ報告ス可シ

被検査掛ノ Routine 帳簿 File 等ニ改良ヲ要スル点アラバ忌憚ナク自説ヲ申出ス可シ

(七) 検査員人手不足ト信ゼシ場合ハ直ニ支店長又ハ次長ヘ増補ヲ請求ス可シ、後日「自分独リデハ迎モ其所迄ヤレマセナシ」等トノ弁解ヲ許サズ

(八) 報告ハ浄書スルニ及バズ（鉛筆書ニテモ不可ナシ）毎日分リタル丈ツ、日附ヲ記シ自筆ニテ呈出ス可シ

(九) 総テ Own Satisfaction ノ為ニハ関係往復通信並ニ Original Voucher ノ檢閲ヲ怠ル可カラズ検査ノ際其前何等カノ必要上外部ニ送致シ、又ハ其他ノ原因ニヨリ見当ラザルモノハ申出テ後日確認スルヲ要ス

(十) 法律上ノ形式具備セルヤ否ヤ其他自身判断ニ苦シム事柄ハ主査ヨリ Solicitor に相談ス可ケレバ独リニ素人考ヲ以テ押片付クル事ナク洩サズ申出ズ可シ

(十一) 売買越許可限度ノ如キハ主査ニ確メタル上其數量、金額カ範圍内ナルヤ範圍外ナルヤ並ニ期限内ナルヤ期限切

レナルヤヲ検査ス可シ

(十一) 信用限度ニ就テモ亦然リ

以上

一〇 倫敦支店々々内検査執行ニ就テ(一九二三年五月七日)

[E 63/C1307] 所収。判読不能の文字については、シドニー支店勘定掛主任「斯土寧支店勘定掛主任引継書」一九二八年(オーストラリア国立公文書館シドニー分館所蔵 SP 1101/1, Box 74) を参照して補足した。 ※全文

大正十二年五月七日

各部、課、店、出張所長

調査課次長

(桑港) 出張員首席殿

拝啓

倫敦支店々々内検査執行ニ就テ

同店穀肥部店内検査ニ際シ支店長ヨリ検査員ニ与ヘタル指図書項大ニ参考ト相成候ニ付爰許寫同封御送附申上候間御覽被下度候

匆々

一、許可ヲ受ケサル売買越又ハ許可ノ範囲ヲ超越セル売買越ナキヤ否ヤ

(一) Cereal contract book 記載ノ各口最後ノ日付如何

(二) Oil contract book 同上

(三) Cereal & Oil seeds delivery Lin seed & Cotton seeds delivery 及ビ Oil delivery 各帳簿ノ最後ノ日付如何

(四) Appropriation book Oil & Cereal 同上

(五) Joint Operation book ノ同上

(六) 秘書ノ約定草紙ト Contract book ノ売買各口突合ノ事

(七) 斯クシテ算出セシ売買越残幾何ナリヤ

(八) 取引先ヘ出状シテ集メタル契約残高並ニ貸借関係ノ報道ニ基キ右(三)、(四)ノ帳簿ト突合セヲ為ス事

(九) Delivery 及ビ Appropriation ノ諸帳簿ハ Contract book ガ基本トナルモノ故是等帳簿ノ売買記事ト Contract book ノ記事ト突合セヲ為ス事

(十) 右(八)ノ報道ト勘定掛帳簿ノ約定残ト符号スルヤ、此点ニ付最近ノ約定残高表ヲ参照スル事

但之レハ一月末日調べ故其以後ノ分ハ個々ニ取調

ブル事

- 二、売掛金等が信用程度ニ超過シ居ラサルヤ否ヤ
- 三、売掛金、貸金、内渡金、立替金等ノ回収遅延又ハ不能ナキヤ否ヤ

- (一) 掛売ノモノハ殆ド無キ筈ナレドモ買人ガ Credit ヲ開ク約束ニテアリ乍ラ遅延シ居モノ等ナキヤヲモ取調ブル事

- (二) 代金ノ大部分ヲ受取り、分析、看貫其他 Pending ノ為精算ガ初回ノ支払ヨリ二週間以上モ遅レ居モノナキヤ

- (三) 其他苦情等ニテ入金セサルモノ、有無

- (四) 信用限度ノ内外ヲ調査スルニハ相手ガ Broker ニテ Principal ノ名称不明ナルモノ及ビ之ガ Solvency ヲブローカーガ guarantee セルモノニ区分シテ觀察スル事

- 四、長キニ巨ル在庫品、委托荷、受托荷ナキヤ否ヤ

- (一) 庫入證券ハ「To order」ニテ最初ノ名宛人ノ Sign 濟「ノモノハナキヤ及其保管方法如何

五、

- (一) 独逸ヲ Destination トスル約定残ノ有無及ビ Deviation Clause ヲ Credit ノ有無

六、

- (一) 在庫品委托品又ハ受托品ノミナラズ苦情付受渡未済ノ品等ニ保険ノ手当適当ニ取扱ハレ居ルヤ保険掛ト突合スベシ

七、

- (一) 為替ニ就テハ一、ノ如クニシテ算出セシ売買越残及ビ受渡残ニ付英貨以外ニテ売買セルモノヲ摘出シ其金高ト勘定掛ノ為替 Cover ト突合ス事

八、

- (一) 運賃ニ就テハ Shipping Dept 及石炭船舶掛ト突合ス事

九、

- (一) 突合セヲ為シタル諸帳簿ノ終リノ Line ニハ必ず認印ノ事
- 以上ノ内実行出来サリシモノアラバ無遠慮其旨ヲ各項目ノ余白ヘ記入、又実行セシモノハ同シク其旨ヲ御記入被下度候
- 以上

三月二十一日

一一 店内検査ニ就テ（一九二六年四月二四日）

[E 62/C 84*] 所収 ※全文

大正十五年四月二十四日

〔桑港〕

各部、支店、出張所長

本店

出張員首席 殿

調査課長

一、店内検査ニ就テ

左記ノ事柄ニ付テハ店内検査員ノ報告書ニ御記述被下度尚又
貴役ニ於テモ実情御確カメノ上概略副申被下候ハ、貴我共ニ
一層注意ヲ喚起シ自然一致協力シテ損失ヲ未然ニ防キ可得ト
存候間是非御励行被下度候

一、問題ヲ惹起スル虞アル事柄

一、苦情ノ付帯スル前渡金売掛金、約定残高

一、買付品ノ不渡

一、在庫久シキニ亘ルモノ、理由等

右ハ店内検査規則ニ詳述有之候得共御励行ナキ向モ有之間為
念得貴意候次第ニ御座候

匆々

一二 店内検査実行上注意点ニ就テ（一九三一年一月一九

日） [E 109/C 353] 「調査課内報」綴）所収 ※全文

写 出張員、派出員

昭和六年十一月十九日

各部店長殿

本店取締役

一、店内検査実行上注意点ニ就テ

店長ハ日常店内事務ノ監督周匝ナルベキコト並ニ店内検査ヲ
有効ニ利用スベキコトハ過般開催ノ支店長会議席上ニ於テ陳
述セル所ニ有之店内検査ハ之ニ依リテ店内事務ノ手落、間違
乃至不正等ヲ突止メ以テ不測ノ損失ヲ未然ニ防止スルコトヲ
得ベクト存候、而シテ之ヲ最有効ナラシムル方法如何ニツキ
同会議ニ於テ特別委員ヲ任命シ研究セシメタル答申ノ大要ハ
去八月廿二日付業務課長出状ヲ以テ通知為致候ニ付既ニ御承
知ノコト、存候夫等ニ関シテハ特ニ御留意被下度又今回為參
考調査課長ヨリ「店内検査注意事項」一部送付為致置候間御
参照ノ上今後店内検査ヲシテ形式ニ流レシメズ一層適確、有
効ナラシムル様御配慮被下度候

先ハ右迄申進度

早々

一三 店内検査注意事項（一九三一年一月一九日）

[E 109/C 353]〔調査課内報〕綴）所収 ※全文

店内検査注意事項

各店ニ於ケル店内検査事務ヲ一層適切且有効ナラシムル為メ参考トシテ茲ニ主要ナル検査注意事項ヲ抄録セリ、但右ハ普通ノ場合ニ於ケル一般ノ注意ニ過ギザレバ検査施行ニ際シテハ各店ノ実況ニ応ジ可然取捨選択ヲ為シ且又必要ナル追加ヲ為ス等適宜其運用ヲ計ラレタシ

（参考トシテ支店長會議特別委員會議店內検査ニ関スル答申要点ヲ末尾ニ付記ス）

昭和六年十一月十九日

調査課長

第一項 出納事務（銀行関係ハ為替売買約定ヲ含ム）

出納事務ノ検査ハ一見簡單ノ如クニシテ其突合せ相当手数ヲ要スルモノナレバ同事務ニ慣レタル適任者ヲ選任シ厳格周到ナル突合ヲ為スコト必要ナリ

一、現金（小切手、小払金、切手、印紙共）ノ突合

1. 現金在高ヲ檢シ出納掛帳簿及勘定掛帳簿ノ残高ト突合スベシ

2. 出納帳簿ノ面在高ノ外ニ帳簿ノ切後ノ未入帳現金ヲ有スル事アレバ是亦注意報告ヲ要ス

3. 手許保管中ノ小切手ニ付テハ先日付ノモノ又ハ故障アルモノナキヤヲ檢シ尚右小切手全部ガ直ニ銀行ニ廻ハサレ無事当社預金ニ入金シタリヤ否ヤヲ確ムベシ

二、受取手形（担保手形共）ノ突合

1. 現物ヲ檢シ出納掛帳簿及勘定掛帳簿ト突合せ不突合ノ場合ハ其内容ヲ説明スベシ

2. 法律上ノ形式完備セリヤ又印鑑署名ガ印鑑簿ト一致シ居レリヤ

3. 期限経過ノモノナキヤ又之ニ対シテ適當ナル手続ヲナシ居レリヤ

4. 継続手形ハ店長承認ノ手続ヲ経居レリヤ又回収懸念ノモノナキヤ

5. 支那ノ莊票ニ付テハ其各発行錢莊ノ信用程度ト照合シ且其真偽鑑別ニ付テニ注意スベシ

尚信用程度ナキ小錢莊ノ莊票又ハ普通以上ノ長期莊票若クハ信用程度超過ノ莊票等ヲ取付ケ居ルコトナキヤヲ注意シ萬一是等ノ取付アラバ売買掛ニ就キ其各事情ヲ調査スベシ

三、有価証券ノ突合

1. 借入及受保有価証券（公債、社債、株券、定期預金証等）ハ現物ヲ檢シ出納掛帳簿及勘定掛帳簿在高ト

突合せ且領収証控ト照合スベシ

2. 受托有価証券ニ対シテハ差入証委任状乃至承認書等ヲ又定期及信託預金証ニ対シテハ更ニ質權設定承認書並ニ確定日付取付アリヤ

3. 寄托又ハ貸付有価証券ハ出納掛及勘定掛帳簿トヲ突合シ且其領収証ト照合ヲ為スベシ

四、捺印済既成当社領収証

集金の為メ予メ作製セラレタル捺印済既成領収証ヲ有スル店ニ於テハ其発行、持出、保管等ノ手續完全ナリヤヲ檢シ且現在保管高ヲ領収証割印帳ノ未入金分ト突合ハスベシ

五、銀行貸借及為替約定残ノ突合

1. 銀行トノ左記各種貸借等

- (一) 当座貸借
- (二) 通知預金
- (三) 定期預金
- (四) 輸出前借金
- (五) 借入金
- (六) 割引手形
- (七) 取立依頼手形
- (八) 借入有価証券

ニ対シ漏レナク銀行ノ証明書ヲ取付ケ之ヲ出納掛帳簿及勘定掛帳簿ノ残高ト突合シ右証明書ハ検査報告書ニ添付スベシ

2. 右ノ内銀行当座勘定ハ単ニ残高ヲ突合ハスニ止マラズ前回検査突合当日迄遡リ出納帳簿ト銀行通帳トヲ

一口毎ニ突合シ不突合ノ場合ハ其内容ヲ説明報告スベシ

右突合ニ際シテハ銀行預金票及当社発行小切手控等ヲ参照スベシ

3. 又為替売買約定残明細ニ付テモ銀行ノ証明書ヲ取付ケ之ヲ勘定掛帳簿ト突合セノ上検査報告書ニ添付スベシ

六、本項出納事務(銀行関係ハ為替売買約定ヲ含ム)ノ店內検査ハ各店共毎月一回施行スベシ

(備考) 一 出納検査ノ際左ノ点ヲ留意スル事

一、小切手、請求書、領収証、入出金伝票等規則通り取扱ハレ居ルヤ

一、受託保証金、有価証券等ニ対スル当社領収証ノ取戻シ実況如何

一、海外店ニ於テ店限土人出納掛員監督ハ行届キ居レルヤ

第二項 売買掛事務

掛ノ大小、取扱商品ノ種類等ニヨリ検査事項並ニ方法ヲ異ニスベク今其主要点ヲ掲ゲン

一、売買約定書其他契約書

1. 売買約定書ニハ連続番号ヲ付シ無番号、脱漏ノモノ

ナキヤ之カ取締出来居レリヤ又其請書モ特種ノモノ

ノ外漏ナク取付ケ金庫ニ保管整理セラレ居ルヤ

2. 売買約定書及其他契約書中ノ条件ニシテ特ニ当社ニ

不利益ノモノナキヤ又支払条件等ニシテ信用程度ノ

認可条件ト著シク相違スルモノナキヤ如何

3. 当社発行ノ約定書控ニ当社責任者ノ認印アリヤ

4. 約定請書ノ字句訂正ニ彼我責任者ノ捺印アリヤ又印

鑑署名ハ予テノ届出ト照合セリヤ

(備考) 売買掛検査ニ付テハ日記帳並約定台帳ヲ参照シ

不備ナキヤ否ヤヲ注意スベシ

二、売掛金其他債権、買約品ノ代金支払

1. 売掛金受取手形並ニ前渡金中第一信用程度超過ノモ

ノ又ハ之ガ引締ヲ要スルモノナキヤ

2. 主要ナル延滞債権ニ付テハ荷物領収証ハ完全ナリヤ、

何力行違未解決ノ事情乃至費消等ノコトナキヤヲ調

査シ其未入金事情ヲ突止メルコト且損失見込ヲ取調

ブベシ

3. 最近施行シタル債権突合ニツキ左ノ点ヲ取調ノコト

一、債権突合書発送等ノ手続ハ規則通り行ハレ居ル

ヤ

一、債権承認書ノ内容ニツキ誤ナキヤ

一、債権承認書ノ返送ナキ分ヲ取調べ作表ノ上其事

情ヲ明ニスベシ

4. 担保品ノ時価ヲ取調べ当社債権ハ十分担保セラレ居

ルヤ否ヤヲ取調べベシ

5. 請求書ハ遅滞ナク発行セラレ居レリヤ

6. 買約品代金ノ支払ハ約定書条件通りニ行ハレ居レリ

ヤ、又支払伝票ニ受渡掛ノ検印アリヤ

三、売買約定残及運賃、為替約定残

1. 売買約定残中第二信用程度ノ超過若クハ之ガ引締ヲ

要スルモノナキヤ

2. 売買約定残中契約履行困難ト思ハルルモノ及受渡期

限經過著シキモノヲ作表シ其事情ヲ調査ノ上記入ノ

コト

3. 運賃並ニ為替ノ手当過不足ナキヤ受渡掛及勘定掛ト

突合ノコト

運賃、為替約定ニシテ売買掛ニテ未取極ノモノア

ラバ其状態並ニ事情取調べ報告ノコト

4. 売買約定ニ関シ苦情付又ハ係争中ノモノナキヤ

5. 売買約定残承認書ノ取調ニ付テハ前記債権突合ノ項

ヲ参照ノコト

6. 地売買約定残高ハ限度内ニ在リヤ

四、委託荷、受托荷

1. 右ハ信用程度以内ナリヤ且事情ノ許ス限り保管状態

ヲ檢スベシ

2. 相手先ト市況並ニ引合ニ付充分ノ打合せヲナシ居レリヤ、契約書、往復書面参照ノコト

3. 長期未解決ノモノニ付テハ其事情ヲ明ニシ且將來損失ヲ蒙ムルコトナキヤヲ檢スベシ

五、売買越

1. 売買越ニ許可ヲ受ケザルモノ又ハ限度超過若クハ期限経過ノモノナキヤ

2. 売買越ハ月末ノミナラズ常ニ限度内ニ在リヤ且「ボデション」台帳ノ整理如何

3. 売買越報告書ノ損益見込額ハ時価ニ比シ正当ナリヤ

六、在荷
売買掛ノ検査ニ際シ在荷調ハ周到ヲ要スベシ別項在荷事務参照ノコト

第三項 受渡掛事務

受渡事務ハ広汎ニシテ且微細ナル注意ヲ要スル点多キヲ以テ之ガ店內検査ハ多岐ニシテ容易ナラズ今普通ノ場合ニ於ケル主要点ヲ示サン

一、船腹運賃ノ取極

1. 右取極ハ売買約定残高ニ比シ過不足ナキヤ船腹運賃契約書等ヲ檢スベシ

2. 船腹運賃取極メ船主、代理店(仲介人)等ノ信用ハ確カナリヤ

二、荷扱伝票ノ運用整理

1. 荷受荷渡伝票、庫出入伝票ハ受渡掛ニ対スル店長ノ正式指図ニシテ且売買掛受渡掛並ニ勘定掛ノ連絡重要書類ナレバ之ガ内容、整理、保管、送達ノ確否迅速ヲ檢スルコト

2. 荷受渡伝票、庫出入伝票ノ保管整理如何又右伝票番号ニ脱漏ナキヤ

3. 右伝票中処理未完了ノ分ニ就テ其内容ヲ檢シ延滞ノモノハ其事由ヲ取調ブルコト

4. 貨物受取証ノ保管、整理如何又右受取証ニ用ユル印鑑ノ整理如何

三、諸掛取極メ方法

右取極ニ付テ受渡掛主任ハ充分監督シ居ルヤ又諸掛支払代替ガ迅速ニ実行セラレ居ルヤ

四、B/L L/G L/Iノ取扱整理保管

1. B/Lノ発送、受入、ニ就キ記帳、保管等整理宜シキヤ

2. L/G整理帳ニツキ未回収分ヲ取調べ船会社及ビ銀行ト突合セ回収ノ見込ヲ取調フベシ

3. L/Iノ発行整理状態ニ欠陥ナキヤ

五、弁金

1. 弁金現在高表ヲ作り弁金台帳並ニ弁金通告書ト突合セノコト

2. 弁金交渉ノ結果回収不能見込如何

3. 弁金求償ニ関スル立証書類ハ完備セリヤ

六、船舶代理

1. 船主ニ対スル仕切貸借勘定報告書ハ几帳面ニ發送セラレ居ルヤ如何

2. 代理店手数料、立替金並ニ取立運賃整理如何、又之等ノ内回収不能ノモノナキヤ

3. B/Lノ発行整理並ニL/G L/Iノ保管整理状態如何、特ニL/G保証銀行ニ不安ノモノナキヤ

4. 弁金求償ノ現在高並結末見込如何
七、在荷

受渡事務中重要ナル在荷調ニ付テハ別項在荷事務参照ノコト

第四項 在荷事務

当社取扱商品ハ多種多様而モ数量多大ナルモノアリ又ハ各地ニ散在スルコトアル等複雑ニシテ之ガ突合せ容易ナラザルヨリ従来不測ノ損失ヲ招キタルコト少カラザレバ特ニ注意ヲ要ス

一、現品ノ調査突合

1. 当社直接保管ノ在荷

現品ヲ檢シ倉庫帳簿、受渡掛帳簿及売買掛帳簿ト突合スベシ、突合せ困難ナル特種商品又ハ費用及時日ノ關係上現品全部ノ突合ヲナスコト不便ナル時ト雖モ現場ニ就テ大体ノ査定ヲナシ其突合ノ方法及程度ヲ報告スベシ

2. 倉庫業者ヘノ寄托荷

倉庫会社ガ倉庫証券又ハ通帳ヲ發行セル場合ニ於テハ是等ト受渡掛在庫帳ト突合セ倉庫証券等ノ發行ナキトキハ現在高証明書ヲ取付ケテ倉庫台帳ト突合スベシ尚倉庫証券及通帳ハ金庫ニ保管整理セラレ居ルヤ

3. 運送屋又ハ個人倉庫ヘノ寄托荷（社外ヘノ委托荷共）

此等ノ場合ハ兎角間違ヲ生ジ易ケレバ預証又ハ其代用書類ト受渡掛帳簿並売買掛帳簿トヲ突合ハスノミナラス必ず先方ヨリ現在高承認書ヲ取付ケ且現品ヲ檢スベシ

一、代金支払済ノ当社買付品ヲ其儘買付先ヘ委托セルモノナキヤ特ニ警戒ヲ要ス

4. 担保預荷、受託荷及普通預荷（船舶代理ノ預荷ヲ含ム）

一、現品ト倉庫帳簿受渡掛帳簿及売買掛帳簿トヲ突合ハシ且寄托主ニ対シ現在高ヲ通知シ其承認書ヲ取付クベシ(必要ナルモノニ付テ云フ)

一、担保預荷(普通預荷及受托荷モ之ニ準ズ)ニ対シテハ免責事項ニ関シ先方ヨリ完全ナル差入書ヲ取付ケ居レリヤ又預荷返還ノ場合当社預証ノ取戻シニ遺漏ナキヤ

一、出保管(当社直接)ノ場合ハ現品ヲ受渡掛帳簿ト突合シ且同上ノ質権設定書ハ完全ナリヤ又占有ノ事實並ニ方法及庫入庫出ノ方法ガ完全ナリヤ尚火災保険契約ノ質入手続完全ナリヤヲ検スルコト

5. 税関上屋ノ在荷

現物ヲ受渡掛帳簿ト突合せ且火災盜難ノ危険ガ如何ニ担保セラレ居ルヤ注意ノコト

二、品質、包装及保管状態

1. 在庫品ノ品質、包装ニ異状ナキヤヲ檢シ殊ニ在庫長キニ亘ルモノニ付テハ事情並ニ今後ノ始末方ヲ研究シ尚荷傷ミ欠斤等ヲ特ニ注意スベシ

2. 在庫品ノ配積整頓シ居レリヤ又危険品等ノ混藏セラ
ル、モノナキヤ

三、倉庫ノコト(社有又ハ借入ノ場合)

1. 倉庫ハ保管荷物ニ適當ニシテ且盜難雨漏等ニ対シ安

全ナリヤ

2. 倉番(殊ニ海外店ニテ其地方人ヲ使用ノ場合)ノ監督ニ欠陥ナキヤ

四、寄托荷ノ信用程度

二流以下ノ倉庫会社殊ニ運送屋又ハ個人ノ倉庫ニ寄托スル場合ハ是等ノ信用状態ニ注意スベシ又彼等ハ当社ノ指図印鑑ニ基キ荷受荷渡ヲ実行シ居レリヤ

五、火災保險

在荷ニ対スル火災保險ニ付テハ別項保險事務参照ノコト

第五項 保險事務

一、付保事務

1. 在荷、建物其他物件ニ対シ相当額ノ火災保險ヲ付シ居ルヤ各保險証券ヲ点檢ノコト

2. 保險契約ガ左記事情等ニヨリ無効トナルモノナキヤヲ注意スベシ

一、保險会社ノ承認ナキ危険品ヲ混藏スルガ如キコト
ナキヤ

一、保險会社ヨリ引受制限額ヲ設定セラレタル場合其制限ヲ無断超過セルモノナキヤ

一、保險契約期間中ニ契約事項ノ異動変更ヲ生ジタル場合必要ナル告知手續ヲ怠レルモノ又保險契約ノ

条件ガ事実ト相違セルモノナキヤ

一、保険契約期限経過シテ継続手續ヲ怠リ居ルモノナキヤ

3. 当社債権ノ担保物件ニ対スル付保ニ付テハ保険契約上ニ質権ヲ設定シ保険会社ノ承認書並ニ確定日付ヲ取付ケ居レリヤ

4. 保険証券（継続証券共）ハ金庫ニ保管整理セラレ居ルヤ

二、保険代理店事務

1. 各本店ノ指圖書類整理

引受制限額ニ関スル各本社指圖書類等ノ備付並ニ整理行届キ居レリヤ

2. 各本社ノ引受制限

一、引受制限ヲ超過スルモノナキヤ、超過ノモノニ対シテハ特ニ本社ノ承認ヲ得居レリヤ

一、引受禁止物件又ハ引受禁止区域ニ違反スルモノナキヤ

3. 各本社ニ対スル勘定書其他諸報告

一、各本社ニ対スル勘定書各種報告書ハ几帳面ニ実行セラレ居ルヤ

一、保険料ノ延滞甚シキモノニ付テハ必要ニ応ジ保険契約者ト直接突合ヲナスコト

4. 弁金支払

罹災ノ解決遅延セルモノ其他懸案中ノモノナキヤ

5. 副代理店、取次店、仲介人等ノ監督

是等ニ対スル信用程度ニ付テハ注意セラレ居ルヤ又副代理店契約等ニ違反セルモノナキヤ

第六項 出張所、出張員、派出員

是等ハ小店ナルノ故ヲ以テ検査ノ際モ兎角輕視サル、嫌アレドモ人手少ナク且經驗者モ乏シキコト、テ從來不相応ノ間違ヲ起セシコト多ケレバ特ニ注意ヲ要ス

前記各店ハ自ラ店内検査ヲナスハ勿論管轄店ハ少クトモ毎期一回適任者ヲ特派シテ店内検査ヲ行フベシ、而シテ管轄店長ハ検査員ニ対シ前掲各項参照左記諸点注意ノコト

一、執務ノ權限外ニ亘ルモノナキヤ又管轄店長ヘノ諸報告ハ實際ト相違スルモノナキヤ

一、出納銀行關係事務ガ管轄店指圖書類行ハレ居ルヤ

一、売掛金、前渡金並ニ内払金等ニ不安ノモノナキヤ

一、売約品ノ荷渡及買約品ノ代金支払ガ約定条件ト異リ

「ルーズ」ニ為シ居ラザルヤ

一、在荷ノ保管、出入手續確實ナリヤ

一、仲買人店限者ニ任セ過ギル点ナキヤ

第七項 検査報告書及其他

一、検査報告書ニハ事実有ノ儘ヲ記載スベク店長ハ之ニ意見付記ノ上速ニ本店ニ送付ノコト

一、突合ヲ要スルモノハ検査員自ラ突合ヲ実行シ単ニ聴取シタル説明若シクハ提出セラレタル作表等ヲ其儘報告スルガ如キコトナキ様又突合ニ付テハ何ト何ト突合セタルヤヲ報告ノコト

一、検査シタル主要帳簿ニハ検査施行ノ日付及検査員ノ認印ヲ押スベシ

一、第一項出納事務ノ店内検査ハ必ず毎月一回実行ヲ要スルモ其他ノ事項ニ付テハ臨機分割取捨ノ上施行スルモ差支ナシ但毎半期中ニハ少ナクトモ各掛ヲ一順セシムルコト

備考 店内検査規則及本注意事項ヲ実行シ得ザル場合ニハ予メ本店調査課ト打合ヲナスコト

以上

附録

店内検査ヲ最モ有効ナラシムル方法如何

(支店長会議特別委員会附議答申書ノ一部)

店内検査ノ主ナル目的ハ之ニ依リテ手落、間違乃至不正等ナキヤヲ突止メ之ヨリ生ズル不測ノ損失ヲ未然ニ防止セントス

ルモノナレバ之ヲ検査員ノミニ任せ切ニスルコトナク各店長ガ之ニ大ナル関心ヲ持チ其指導監督ノ下ニ適確有効ノ検査ヲ為サシムルコト必要ナリ

即チ左ノ点ハ検査実行上注意肝要ナリ

一、店内検査ノ指導監督ニ付店長ハ自ラ頭ヲ使フコト即チ検査事項ヲ工夫選択シ且必要ノ場合ニハ其方法ヲモ教示スルコト

二、検査員ニハ適材ヲ任命スルコト但常ニ同一人ヲ任命スルコトハ「ダレ」気味ニナル恐アレバ時ニ人ヲ替ヘ新味ヲ加フルコト

三、形式ニ流レズ狭ク深ク徹底的ニ取調ヲナスコト

四、検査報告書

1. 店長ハ右内容ヲ検討シ満足セザルモノアラバ之ヲ指摘シ要点ニ触レシムルニ在リ而シテ検査員ノ調査宜シキヲ得タルモノハ之ヲ推奨シ直ニ実行スルコト

2. 又突合セハ単ニ突合ヒタリト云フガ如キ報告ニ止マラス何ト何が突合ヒタリト必ズ其材料ヲ報告書ニ記載ノコト實際ニ当リ突合方法宜シキヲ得ズシテ突合タリト報告セシモノニ誤マラレタル実例アリ

五、店内検査ニツキ調査課ヨリ検査ノ方法、要点又ハ或店ニ於テ実行シタルモノニテ例トスベキモノ其他検査ノ批評等ニツキ隨時各店ニ垂示セラレタキコト(調査課

ハ從來注意ヲ要スルモノニ就テハ夫々出状シ居レリ)

(以上ハ支店長會議出席各部店長宛昭和六年八月

廿二日附業務課長出状ノ要領ナリ)

一四 サンフランシスコ出張所店内検査報告 一九三二年一

一月 [E63/C1221] ※全文(添付証明書は除く)

店内検査報告 (十一月三十日現在)

一、現金並銀行預金

現金手元在高

八七弗一七仙

横浜正金銀行

四〇、九一八弗八七仙

Bank of California

四、四四五弗三八仙

Anglo & London Paris Nat'l Bank

一一、四三五弗四四仙

American Trust Co.

二、七一一弗七七仙

Bank of America

九、〇四九弗九二仙

右ハ茲件添付ノ各銀行証明書並ニ Statementノ通り相違
無之出納帳並ニ勘定掛元帳ト夫々突合せ何レモ符合致居申
候

一、銀行借入金

横浜正金銀行

一五、〇〇〇弗

別紙証明書ノ通り当方帳簿ト突合居レリ

一、売買越

「買越」 過燐酸肥料 五〇屯

一、四八九弗九九仙

蟹缶詰(当店 a/c) 三〇函 四九五弗〇〇仙

右ハ売買約定帳ト照合其相違ナキヲ認ム何レモ買越許可限
度以内ナリ最モ蟹缶詰ハ臨時当方ノ雜食料品限度ヲ以テ賄
ヒタルモノナリ

尚以上ノ外十一月十一日着荷セル蟹缶詰三〇〇函ハ営業部
ト Joint a/cノモノ。十一月末本店へ報告漏レトナリ居レ
トモ今後ハ毎月当方報告中ニ加算スベキ事トセリ

以上

店内検査員

内田 堯

岩淵新治

桑港出張長殿

一五 サンフランシスコ出張所店内検査報告 一九三二年一

二月 [E63/C1221] ※全文(添付証明書は除く)

店内検査報告 (十二月三十一日)

一、現金並銀行預金

現金手元在高

一四四弗一九仙

横浜正金銀行

三五、二七二弗八六仙

Bank of California 六、五七四弗七六仙

Anglo & London Paris Nat'l Bank

五七、六六〇弗五三仙

American Trust Co. 一、二八五弗八四仙

Bank of America 三、八八弗八七仙

以上茲件添付ノ各銀行證明書並ニ Statement ノ通り相違

無之金銭出納帳並ニ勘定掛元帳ト夫々照合其ノ正確ナルヲ

認ム

一、銀行借入金

横浜正金銀行 五〇、〇〇〇弗

Bank of Calif 五〇、〇〇〇弗

茲件添付ノ證明書ノ通り勘定掛元帳ト突合居レリ

一、為替約定残

買約定残 American Trust Co. 四三五磅

Bank of America 一、九八五磅

売約定残 横浜正金銀行 一〇五、一〇二円五七銭

住友銀行 七、六六〇円二六銭

右茲件添付ノ證明書通り勘定掛帳簿ト突合セ其相違ナキヲ

認ム

以上ノ外九月二十五日本店会計課ヲ通ジ米貨弗買約定残五

〇、〇〇〇弗アリ Delivery ハ Oct-Dec ノ所会計課ノ依

頼ニテ三月迄延期承諾ノ事ト取計タリ

一、在庫調

○在庫数量

品名 数量 倉庫名(所在) a/c

蟹缶詰 三〇函 Chaffee Whse. L. A. 当店買持品

蟹缶詰 三〇七函 Metropolitan Whse. L. A.

營業部 joint 買持品

浅利瓶詰 七四函 Townsend St. Bond 〇 Whse.

S. F. 釜山店委托荷 [一月処分済]

干海老 八四三函 Natoma Whse. S. F.

柴田信委托荷

干海老 六一一函 Golden Gate Whse. S. F. 同上

Canvas Shoes 一〇函 Southern Pacific Whse.

門司店委托荷

過燐酸肥料 一五屯 Out Harbor Dock & Wharf Co.

当店買持品 [一月処分済]

Calcutta Jute 一八俵 Dodd Whse. S. F.

甲谷他委托荷

冷凍海老 一五五屯 Galveston Ice & Storage Co.

Galveston 売約荷營業部 joint a/c

護謨原料 三、五九五函 City & Harbor Whse.

Wilmington 紐育店預荷

右ノ中護謨原料ニ対シテハ從來 negotiable whse receipts

ヲ取付ケ当店之ヲ保管致居リタルモ紐育店ノ要求ニ依リ右十二月三十一日現在在庫品ニ対スル倉荷証券ハ九月八日並ニ九月十七日付弊状 Register ニテ全部紐育店へ送付済ニテ目下当店其保管ニ任ゼサレトモ対倉庫会社トノ間ハ当店自ラ突合セラナシツ、アリ

冷凍海老ノ倉庫証券ハ同地ニテ積出ノ便益上 Galveston ノ United State National Bank of Galveston ニ保管ヲ依頼シ置キ積出ノ都度当方ヨリノ指図ニ依リテ引出事ト取計ヒツ、アリ

其他ノ在庫品ニ対シテハ全部 Non-negotiable Whse. Receipt ヲ取付ケ当店保管ニ任ズ

以上ノ在庫数量ハ在庫帳並当方保管ノ倉庫証券ト夫々突合セ其ノ相違ナキヲ認ム

○在庫品付保状態

護謨原料ニ対シテハ紐育店ニ於テ付保当方其内容不明

冷凍海老ニ対シテハ当方ノ advice ニ依リ営業部ニテ付保致シ居ル筈ナレトモ内容不明 右二者ニ対シテハ当方参考ノタメ付保内容ヲ当店ニ取付ケ置ク必要アリト認ム

以上ノ外ハ全部当店自ラ付保致シ居リ何レモ適当ニ付保セラレ居ル事ヲ認ム

○在庫久シキニ亘ルモノ

三ヶ月以上在庫

浅利瓶詰 七四函(釜山委託品) 一月中ニ処分
護謨原料 三、五九五函(紐育店預荷)

○在庫社外委託荷ニ対スル立替金

柴田信委托荷干海老一、四五四函ニ対シ一、七五〇弗ノ前貸立替金ヲナセリ右ノ内容左ノ如シ

	Market Value	当方見積 Value
619 carton 30.550# @15¢ per lb	\$4,582.50	@5¢ 1,527.50
826 " 41,300# 7 1/2¢ "	3,097.50	2 1/2¢ 1,032.50
17 bag 2,550# 15¢ "	382.50	10¢ 255.00
74,400#	\$8,062.50	\$2,815.00
Less charges advanced by whse.	396.89	396.89
	\$7,665.61	\$2,418.11
		前貸金 \$1,750.50

前貸金ハ余程控目ニ見積居ル事ヲ認ム、然シ本品ノ如キハ虫付ノ虞アレバ随時 fumigation ノ方法ヲ施シツツアリ。

以上

店内検査員

内田 堯

岩淵新治

桑港出張長殿

一六 サンフランシスコ出張所店内検査報告 一九三二年

月 [E 63/C 1221] ※全文(添付証明書は除く)

店内検査報告 (二月末日現在)

一、現金並銀行預金

現金手元在高

一七二弗八七仙

横浜正金銀行

六五、四九一弗一四仙

Bank of California

五、五九五弗一六仙

Anglo & London Paris Nat'l Bank

一、六八二弗六八仙

American Trust Co.

七、四二三弗八八仙

Bank of America

六五三弗三〇仙

右各銀行ヨリ取付ノ証明書並ニ Statementノ通り相違無
之何レモ当該帳簿並ニ勘定掛元帳ト突合居レリ

一、銀行借入金

横浜正金銀行

五〇、〇〇〇弗

茲件添付ノ証明書ノ通り相違無之候

一、売買約定残

④信用程度未申請ノモノ左ノ如シ

「売約残」

Pacific Trading Co.

wheat bag

\$3,920⁰⁰

〃

ammonia phosphate

837⁵⁰

※North Ame. Merc. Co.

Canned beef

4,635⁵⁰

M Hater & Co.

agar agar

3,869⁰⁰

Times Mirror

printing paper

2,000⁰⁰

General Paper & Co.

simli paper

1,925⁵⁰

Walton N. Moore Dry Goods Co.

Cotton gloves

600⁰⁰

Great Western Elect. Chem.

Superphosphate

9,765⁰⁰

Pac. Portland Cement Co.

〃

1,224⁵⁰

W. & G. Merry Co.

〃

2315⁰⁰

G. W. Fuhr.

〃

525⁰⁰

Pac. Guano & Fert & Co.

Superphosphate

14,165⁰⁰

G. A. Macduald & Co.

〃

267⁵⁰

Commercial Fert Co.

〃

165⁰⁰

※Fruit Grower Supply Co.

sulfate of ammonia

17,780⁰⁰

※Schin dell & Co.

〃

1,040⁰⁰

Western Sun & Co.

sardine fishmeal

1,450⁰⁰

N. Y. K.

fuel oil

104,576⁰⁴

〃

diesel oil

264,742⁹³

「買約定残」

※Galveston Fish & Co.

frozen shrimp

19,150⁰⁰

Gulf Red Cedar & Co.

pencil slate

7,000⁰⁰

John Manville	Super-cel	5,644 ²⁰
U. S. Alkali Exp. Assoc.	soda ash	1,775 ⁰⁰
Coos Bay Lber & Co.	American Lumber	4,369 ⁵⁵
Mineral Cons. Co.	Alloy metal	728 ⁸⁹
Phila. Storage Battery Co.	Radio	172 ¹⁵
Pan-American Eng. Corp.	flotation Machine	931 ⁵⁰
以上ノ中※印ハ前年度許可限度内ニテ売買契約ナサレタルモノニテ今年度ニ持越サレタルモ未ダ新年度ニ対シ限度申請更改ノ手續未了ノモノナリ		
尚右ノ中ニハ単ニ一時取引ニ過ギサルモノアルモ引続キ取引継続ノモノニ対シテハ夫々限度申請取計フノ要アリ		
⑩ 荷渡期限経過ノモノ左ノ如シ (対社外)		
「売約残」	ナシ	
「買約残」		
U. S. Alkali Exp. Assoc.	soda ash 100s/t	\$1,775 ⁰⁰
(売約店大阪ノ同意ヲ得三月十七日無条件解約)		
Duval Moor & Co.	zinc concentrate	903s/t 31,605 ⁰⁰
(山元閉塞ノタメ荷渡延期ノ状態ニアルモノ、売約店金物部ノ同意アリ)		
⑪ 信用程度限度超過ノモノ		
「売約残」		

H. W. Pear-body Co.	kapok	\$6,401 ⁶⁷	繰越	限度	超過額
"	Cotton	6,216 ⁵⁰	}	10,000 ⁰⁰	\$2,894 ⁸⁰
"	Rag	277 ¹³			
備考 売約残全部ニ対シ銀行ノIrrevocable L/C 取付在リ					
「買約残」					
Hancock oil & Co.	fuel & diesel oil	\$177,967 ⁴⁶	\$100,000 ⁰⁰	77,967 ⁴⁶	
Union oil Co. of Calif.	"	448,818 ⁹⁷	350,000 ⁰⁰	98,818 ⁹⁷	
① 数量					
一品名	数量	所在倉庫名	a/c		
蟹缶詰	四〇函	Chaffee Whse., L. A. Metropolitan Whse., L. A.	当店買持品		
蟹缶詰	一六五函	Galveston Ice & Storage Co., Galveston	営業部々ノ joint 買持品		
冷凍海老	九屯	City & Harbour Whse., Wilmington	営業部々ノ joint 売約品		
冷凍海老	一五二Bds.	City & Harbour Whse., Wilmington	売約品		
包装函	一〇函	Southern Pacific Whse., S. F.	門司店委托荷		
Calcutta Jute	一八俵	Dodd Whse., S. F.	甲谷他委托荷		
干海老	八二六函	Natoma Whse., S. F.	柴田信委托荷		
干海老	六一二函	Golden Gate Whse., S. F.	同上		
護謄原料	三、五九五俵	City & Harbour Whse., Wilmington	紐育店預り荷		
Winery Machine	三ヶ	Dodd Warehouse, S. F.	児玉幸吉預荷		

以上ハ茲件添付ノ各倉庫会社ヨリ取付ノ承認書ノ通り相違無之何レモ当方取付ノ倉荷証券並ニ在庫帳ト突合居レリ但冷凍海老ノ倉荷証券ハ積出ノ便宜上 Galveston ノ United States National Bank ニ保管ヲ依頼シ置キシモ三月初旬全部積出済ミトナレリ。護謄原料ノ倉荷証券ハ全部紐育店保管

㊦在庫品付保状態

冷凍海老及護謄原料以外ハ全部当店ニ於テ付保何レモ適當ニ付保セラレ居ルヲ認ム

㊧在庫久シキニ互ルモノ左ノ如シ(三ヶ月以上)

蟹缶詰 一六五函 營業部ト joint a/c 買持品

〃 三〇函 当方単独 a/c 買持品

干海老 一、四三七函 柴田新委托荷

Canvas Shoes 一〇函 門司店委托荷

護謄原料 三、五九五函 紐育店預り荷

㊨在庫社外委托荷ニ対スル立替金

柴田新委托荷干海老一、四三七函ニ対シ一、七五〇弗ノ前貸金アリ

一、以上ノ外各種帳簿等遲滞ナク記入セラレ居ルヲ認ム

店內検査員

内田 堯

桑港出張長殿

岩淵新治